

議案第64号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月17日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。